

郡山市広告入り窓口封筒の無償提供者募集要項

市民の方が住民票や戸籍などの各証明書を持ち帰るために使用する広告入り窓口封筒を無償で提供していただける事業者を以下のとおり募集します。

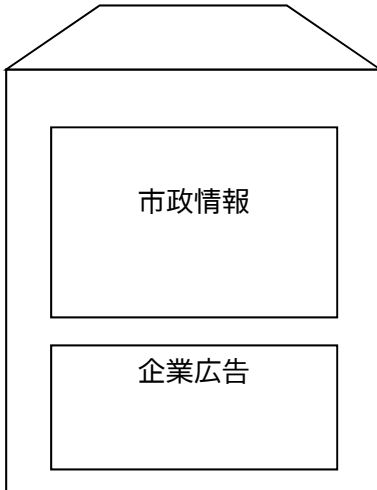
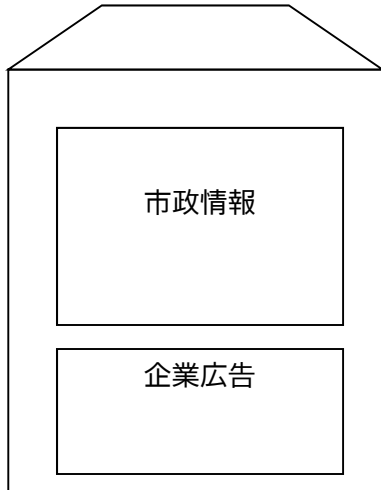
1 募集概要

募集件名	郡山市広告入り窓口封筒の無償提供者	
内 容	市民課等の窓口で配布する封筒について、広告スペースに広告を掲載するとともに年206,000枚（角2サイズ 56,000枚／年、長3サイズ 150,000枚／年）の封筒を無償で提供していただける事業者を募集いたします。	
募集期間	令和6年5月30日（木）から令和6年6月17日（月）まで	
協定期間	協定締結日から令和9年9月30日まで	
数 量	206,000枚／年（角2サイズ 56,000枚／年、長3サイズ 150,000枚／年）	
配付期間	令和6年10月1日（火）から令和9年9月30日（木）	
参加申込資格	① 法人格を有する団体であること。 ② 参加申込時において、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）、郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。 ③ 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。 ④ 役員等が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。 ⑤ 郡山市広告掲載基準第3条各号のいずれにも該当しない者であること。	
募集要項の交付	期 間	令和6年5月30日（木）から令和6年6月17日（月）まで
	入手方法	郡山市ウェブサイトに掲載します。
募集要項に対する質問・回答	質 問 受 付 期間	令和6年5月30日（木）から令和6年6月5日（水）まで 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
	質問方法	募集要項等質問書（第1号様式）を令和6年6月5日（水）までに下記担当へ直接持参又はFAXにて提出してください。
	回答方法	令和6年6月12日（水）までに募集要項等回答書（第2号様式）により質問者へ回答の上、郡山市ウェブサイトに掲載します。

提案書の提出	提出期間	令和6年5月30日（木）から令和6年6月17日（月）まで 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。） （郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
	提出方法	下記担当へ直接持参してください。
	提出書類	① 参加申込書（第3号様式） ② 企画提案書（第4号様式） ③ 企業実績書（第5号様式） ④ 法人登記簿謄本又はその写し（募集開始日以降に発行されたもの） ⑤ 封筒のサンプル（3部） ⑥ 納税証明書又はその写し（募集開始日以降に発行された直近2年分のもの） (ア) 市区町村税（各市区町村役場で発行） a 法人市区町村民税 b 固定資産税及び都市計画税（納税義務のある者に限る。） c 軽自動車税（種別割）（納税義務のある者に限る。） (イ) 国税（所轄税務署で発行） a 法人税又は申告所得税 b 消費税及び地方消費税
選定・評価基準	選定方法	郡山市広告入り窓口封筒の無償提供者選定基準（以下「選定基準」という。／別紙1）に基づき、郡山市広告入り窓口封筒の無償提供者選定審査会（以下「審査会」という。）が、書類審査により選定します。
	選定・評価基準	① 選定基準に定める評価基準により審査会が評価し、評価点数の合計が最も高い参加申込者を優先交渉権者として選定します。 ② 参加申込者が1者であっても、審査会で評価します。 ③ 評価が最低基準点（総評価点の5割）以下の場合は、最上位者であっても優先交渉権者として選定しません。
	結果通知	選定の結果は、参加申込者に書面で通知するとともに、郡山市ウェブサイトで公表します。選定の結果に対する問合せ及び異議には応じないものとします。
協定の締結	選定結果に基づき、協定に向けた諸条件に関する協議を行い、協議が整った場合に協定を締結します。	
留意事項	① 提出期間経過後の参加申込書及び企画提案書（以下「申込書等」という。）の受付はできません。 ② 申込書等の作成及び提出に係る費用は、参加申込者の負担となります。 ③ 提出された申込書等は、返却いたしません。 ④ 提出された申込書等は、審査の用途以外に参加申込者に無断で使用するこ	

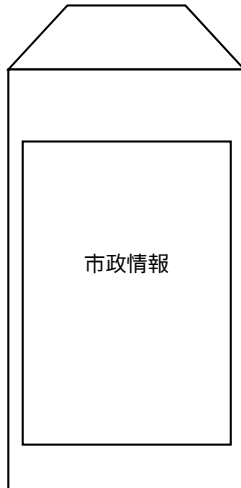
	はありません。 ⑤ 提出期間経過後における申込書等の差し替え及び再提出は認めません。 ⑥ 申込書等に虚偽の記載をした場合は、当該申込書等を無効とします。 ⑦ 業務では、原則として受け入れた広告入り封筒を使用しますが、用途により広告なしの封筒を使用する場合があります。
担 当	郡山市 市民部市民課
	電 話 024-924-2131
	F A X 024-924-2971
	E-mail shiminka@city.koriyama.lg.jp

2 仕様書（その1）

名称		広告入り窓口封筒																
数量		56,000枚／年（初回提供数 18,000枚）																
規 格	サイズ	角 2（たて 240mm×よこ 332mm）																
	紙 質	FSC 森林認証紙を使用すること。																
納 期		協定締結後 3 か月以内																
納入場所		市民部市民課等																
配 付	対 象	転入届出者及び戸籍届出用紙配布者																
	方 法	転入届出時の案内交付時又は戸籍届出用紙配布時に使用する。																
広告スペース		封筒の表・裏面の下部 50%未満（たて 220mm×よこ 95mm）																
【媒体写真・広告イメージ】																		
(表)  (裏) 																		
担当課		市民部市民課																
備 考	① デザインの詳細については別途協議する。																	
	② 掲載する広告は、「郡山市広告事業実施要綱」及び「郡山市広告掲載基準」を遵守すること。																	
	③ 広告内に、「広告」である旨明記すること。																	
	④ 校正は 2 回とする。																	
	⑤ 納入場所及び枚数（初回提供分）																	
	<table><tr><th>納入場所</th><th>枚数</th></tr><tr><td>市民課</td><td>11,500 枚</td></tr><tr><td>富田行政センター</td><td>1,000 枚</td></tr><tr><td>大槻行政センター</td><td>1,500 枚</td></tr><tr><td>安積行政センター</td><td>1,500 枚</td></tr><tr><td>富久山行政センター</td><td>1,000 枚</td></tr><tr><td>郡山市民サービスセンター</td><td>1,500 枚</td></tr><tr><td>合 計</td><td>18,000 枚</td></tr></table>		納入場所	枚数	市民課	11,500 枚	富田行政センター	1,000 枚	大槻行政センター	1,500 枚	安積行政センター	1,500 枚	富久山行政センター	1,000 枚	郡山市民サービスセンター	1,500 枚	合 計	18,000 枚
	納入場所	枚数																
	市民課	11,500 枚																
富田行政センター	1,000 枚																	
大槻行政センター	1,500 枚																	
安積行政センター	1,500 枚																	
富久山行政センター	1,000 枚																	
郡山市民サービスセンター	1,500 枚																	
合 計	18,000 枚																	
⑥ 2 回目以降の納入場所は市民課とする。																		

	⑦ 納期までに納入場所に協議の上定める枚数及び提供方法にて納入し、市の在庫がなくなった場合、補充するものとする。なお、封筒の提供枚数を変更する必要があるときは、協議の上、提供枚数を変更するかどうかについて決定するものとする。 ⑧ 窓口封筒の表面・裏面とも広告スペース以外は、本市の掲載部分とし本市の指示する内容を印刷するものとする。 ⑨ 封筒及び広告内容に問題が生じたときは、速やかに当該封筒を回収し代替の封筒を提供するものとする。 ⑩ 協定期間満了後、残余の窓口用封筒があるときは、当該封筒は提供者の責任において回収処分するものとする。
--	---

2 仕様書（その2）

名称		広告入り窓口封筒																
数量		150,000枚／年（初回提供数110,000枚）																
規 格	サイズ	長 3 （たて 120mm×よこ 235mm）																
	紙 質	FSC 森林認証紙を使用すること。																
納 期		協定締結後 3 か月以内																
納入場所		市民部市民課等																
配 付	対 象	住民票の写し等の証明書交付請求者																
	方 法	住民票の写し等の証明書交付時に配付する。																
広告スペース		封筒の表の下部 50%未満（たて 107mm×よこ 95mm）																
【媒体写真・広告イメージ】 (表)  (裏) 																		
担当課		市民部市民課																
備 考	① デザインの詳細については別途協議する。																	
	② 掲載する広告は、「郡山市広告事業実施要綱」及び「郡山市広告掲載基準」を遵守することとし、市内に事業所等を有するものを優先すること。																	
	③ 広告内に、「広告」である旨明記すること。																	
	④ 校正は 2 回とする。																	
	⑤ 納入場所及び枚数（初回提供分）																	
	<table><tr><th>納入場所</th><th>枚数</th></tr><tr><td>市民課</td><td>48,000 枚</td></tr><tr><td>富田行政センター</td><td>8,000 枚</td></tr><tr><td>大槻行政センター</td><td>8,000 枚</td></tr><tr><td>安積行政センター</td><td>15,000 枚</td></tr><tr><td>富久山行政センター</td><td>8,000 枚</td></tr><tr><td>郡山市民サービスセンター</td><td>23,000 枚</td></tr><tr><td>合 計</td><td>110,000 枚</td></tr></table>		納入場所	枚数	市民課	48,000 枚	富田行政センター	8,000 枚	大槻行政センター	8,000 枚	安積行政センター	15,000 枚	富久山行政センター	8,000 枚	郡山市民サービスセンター	23,000 枚	合 計	110,000 枚
	納入場所	枚数																
	市民課	48,000 枚																
富田行政センター	8,000 枚																	
大槻行政センター	8,000 枚																	
安積行政センター	15,000 枚																	
富久山行政センター	8,000 枚																	
郡山市民サービスセンター	23,000 枚																	
合 計	110,000 枚																	

	⑥ 2回目以降の納入場所は市民課とする。 ⑦ 納期までに納入場所に協議の上定める枚数及び提供方法にて納入し、市の在庫がなくなった場合、補充するものとする。なお、封筒の提供枚数を変更する必要があるときは、協議の上、提供枚数を変更するかどうかについて決定するものとする。 ⑧ 窓口封筒の表面・裏面とも広告スペース以外は、本市の掲載部分とし本市の指示する内容を印刷するものとする。 ⑨ 封筒及び広告内容に問題が生じたときは、速やかに当該封筒を回収し代替の封筒を提供するものとする。 ⑩ 協定期間満了後、残余の窓口用封筒があるときは、当該封筒は提供者の責任において回収処分するものとする。
--	---

3 広告原稿の審査

広告原稿の審査	協定を締結後、封筒へ広告掲載する場合には、広告の原稿内容を、事前に審査する必要があるため、別添「広告掲載申込書」（第6号様式）を提出し、広告内容の審査を受けてください。	
留意事項	※郡山市広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※「広告掲載申込書」（第6号様式）については、会社の印（団体印）及び代表者の印の押印が必要です。ただし、会社の表示と代表者の表示が一つの印鑑にある場合はそれ一つでよいです。	
提出方法	下記担当へメール、郵送又は直接持参にて提出してください。	
担 当	郡山市 市民部市民課（郡山市朝日一丁目23番7号）	
	電 話	024-924-2131
	F A X	024-924-2971
	E-mail	shiminka@city.koriyama.lg.jp

【添付書類】

- ・郡山市広告事業実施要綱
- ・郡山市広告掲載基準
- ・募集要項等質問書（第1号様式）
- ・募集要項等回答書（第2号様式）
- ・参加申込書（第3号様式）
- ・企画提案書（第4号様式）
- ・企業実績書（第5号様式）
- ・広告掲載申込書（第6号様式）
- ・納税情報確認同意書（第7号様式）